

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年9月5日

県証紙廃止に伴う窓口キャッシュレス決済を開始します！

埼玉県では、令和5年10月2日（月）より、これまで県証紙で納めていた手数料について、窓口でのキャッシュレス決済を開始します。

なお、令和6年1月以降は、県証紙の販売がなくなりますので、キャッシュレス手段をあらかじめご用意いただきますようお願いいたします。

1 対象となる手続

運転免許証の更新やパスポートの発券、納税証明書の交付など544手続です。

2 実施場所

現在、証紙を利用して申請等を受け付けている本庁や地域機関等の窓口  
実施場所など手続の詳細については、あらかじめ県のHP等でご確認ください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuresu.html>)

3 県証紙廃止及びキャッシュレス化のスケジュール

時期 支払手段	令和5年		令和6年	
	~9月	10月~12月	1月~3月	4月~
県証紙	購入・利用とも可能		利用のみ可能	利用不可
窓口キャッシュレス		利用可能		
電子申請	順次、電子申請の受付を開始			

## 4 キャッシュレス決済が可能な支払方法等

### I 窓口での申請手続

申請窓口でキャッシュレス端末による支払

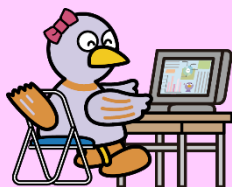
利用可能な支払方法は4種類！



- クレジットカード  
(Visa・Mastercard)
- 電子マネー  
(nanaco・WAON・Suica・PASMO等)
- コード決済  
(PayPay・au Pay・楽天ペイ・d払い)
- デビットカード  
(Visa・Mastercard)

### II 電子申請での申請手続

「埼玉県電子申請・届出サービス」による支払



利用可能な支払方法は2種類！

- クレジットカード  
(Visa・Mastercard・JCB・  
American Express・Diners Club)
- ペイジー

※ 手続ごとに電子申請のサービス開始時期等が異なりますので、詳細は県のHP等でご確認ください。